

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成26年12月26日 午後3時00分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について
- 議第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 4号 事業計画変更承認申請について
- 議第 5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議第 6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 7号 農地法適用外事実確認証明について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の解約通知について
- 報第 4号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 5号 使用貸借の解約通知について
- 報第 6号 農地潰廃通報について
- 報第 7号 作付変更届について
- 報第 8号 農地法第3条の3第1項の届出について
- 報第 9号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

出席委員

33名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 大 桃 伸 之 委員 | 2番 鶴 卷 純 一 委員 |
| 4番 村 井 善一郎 委員 | 5番 熊 倉 睦 委員 |
| 6番 捧 譽 委員 | 7番 阿 部 眞佐雄 委員 |
| 8番 刈 屋 一 夫 委員 | 9番 佐 藤 満 委員 |
| 10番 金 子 純 一 委員 | 11番 内 山 清 委員 |
| 12番 大 竹 一 雄 委員 | 13番 横 山 一 雄 委員 |
| 14番 村 山 佐喜雄 委員 | 16番 大 竹 正 信 委員 |
| 17番 廣 川 哲 也 委員 | 18番 田 邊 稔 委員 |
| 19番 五十嵐 俊 雄 委員 | 20番 坂 井 和 弘 委員 |
| 21番 阿 部 銀次郎 委員 | 22番 野 水 敏 秋 委員 |
| 23番 野 崎 文 夫 委員 | 24番 嘉 藤 太加雄 委員 |
| 25番 佐 藤 裕 雄 委員 | 26番 阿 部 新一郎 委員 |

27番 星野英治委員 28番 藤田吉則委員
29番 渡邊一英委員 30番 原正利委員
31番 小師勉委員 32番 目黒伸一委員
33番 山田佳典委員 34番 蒲澤正委員
35番 小林六一委員

欠席委員 2名

3番 内山敏雄委員 15番 山ノ内正委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 堀 雅 志
事務局 次 長 斎 藤 公 明
経営基盤係副参事 麦 倉 政 勝

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時15分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

最初に、出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員35名、出席33名、欠席2名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。16番、大竹正信委員、21番、阿部銀次郎委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を20番、坂井和弘会長代理に交代いたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 坂井和弘委員議長席に着く)

議長(坂井会長代理)

それでは、議長を交代し、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

なお、8番、刈屋一夫委員、11番、内山清委員、12番、大竹一雄委員、21番、阿部銀次郎委員、22番、野水敏秋委員、23番、野崎文夫委員、31番、小師勉委員及び32番、目黒伸一委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午後3時13分 8番刈屋一夫委員、11番内山清委員、12番大竹一雄委員、
21番阿部銀次郎委員、22番野水敏秋委員、23番野崎文夫委員、
31番小師勉委員、32番目黒伸一委員退席)

議長（坂井会長代理）

事務局、説明をお願いします。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明をいたします。

議案の41ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定107件、面積61万1,278.37㎡、再設定129件、51万1,723.96㎡、合計では236件、面積112万3,002.33㎡であります。

それでは、戻りまして、1ページの209番から順に説明いたします。1ページにお戻りをお願いいたします。

209番から、9ページになりますが、271番までの63件につきましては、新規に2年間から10年間、それぞれ利用権設定をするものであります。

209番から順にご説明をいたします。

209番は、濁沢地内の農地3筆、6,579㎡を2年間、210番は北五百川地内の農地1筆、532㎡を2年間、211番は塚野目地内の農地3筆、6,049㎡を3年間、212番は鶴田地内の農地1筆、2,046㎡を3年間、213番は上野原地内の農地2筆、2,062㎡を3年間。

続きまして、214番は井栗1丁目地内外の農地計11筆、1万1,363㎡を3年間、215番は月岡地内の農地2筆、1,002㎡を3年間、216番は同じく月岡地内の農地2筆、1,012㎡を3年間、217番は同じく月岡地内の農地1筆、2,532㎡を3年間、218番は月岡地内外の農地計2筆、818㎡を3年間、219番は福島新田地内の農地1筆、2,885㎡を3年間、220番は笹岡地内の農地1筆、2,656㎡を3年間、221番は同じく笹岡地内の農地1筆、129㎡を3年間、222番は同じく笹岡地内の農地2筆、1,881㎡を3年間、223番は中新地内の農地5筆、4,739㎡を3年間、224番は籠場地内の農地1筆、931㎡を3年間。

続きまして、225番は中新地内の農地9筆、4,935㎡を3年間、226番は中新地内の農地6筆、4,978㎡を3年間、227番は同じく中新地内の農地10筆、2,364㎡を3年間、228番は同じく中新地内の農地1筆、370㎡を3年間、229番は同じく中新地内の農地6筆、3,773㎡を3年間、230番でございますが、同じく中新地内の農地10筆、5,018㎡を3年間、231番は西大崎1丁目地内の農地1筆、2,062㎡を3年間。

続きまして、232番でございます。232番は、西潟地内外の農地計3筆、3,055㎡を3年間、233番は東大崎1丁目地内外の農地計4筆、5,133㎡を3年間、234番は遅場地内の農地2筆、4,346㎡を3年間、235番は吉野屋地内の農地1筆、5,025㎡を5年間、236番は北五百川地内の農地1筆、1,074㎡を5年間、237番は塚野目2丁目地内外の農地計10筆、1万2,349㎡を6年間、238番は茅原地内の農地1筆、3,508㎡を6年間、239番は上大浦地内の農地1筆、487㎡を6年間、240番は下大浦地内の農地2筆、2,012㎡を6年間、241番は同じく下大浦地内の農地2筆、1,992㎡を6年間、242番は同じく下大

浦地内の農地1筆、975㎡を6年間、243番は同じく下大浦地内の農地3筆、1,323㎡を6年間、244番は落合地内外の農地計11筆、6,006㎡を6年間、245番は落合地内の農地3筆、1,422㎡を6年間、246番は上谷地地内外の農地計2筆、471㎡を6年間、247番は下大浦地内の農地6筆、5,390㎡を6年間。

続きまして、248番でございます。248番は、新屋地内の農地3筆、2,535㎡を6年間、249番は井栗地内の農地1筆、59㎡を7年間、250番は上保内地内の農地7筆、2,867㎡を7年間、251番は北五百川地内の農地1筆、886㎡を7年間、252番は同じく北五百川地内の農地6筆、3,817㎡を7年間、253番は同じく北五百川地内の農地6筆、4,792㎡を7年間、254番は栗林地内の農地2筆、1,744㎡を10年間、255番は塚野目地内の農地1筆、1,613㎡を10年間、256番は下保内地内の農地2筆、2,561㎡を10年間、257番は同じく下保内地内の農地4筆、4,101㎡を10年間、258番は下保内地内の農地1筆、452㎡を10年間、259番は同じく下保内地内の農地3筆、2,935㎡を10年間、260番は鬼木地内の農地1筆、92㎡を10年間、261番は金子新田地内外の農地計10筆、2万2,942㎡を10年間、262番は早水地内の農地1筆、2,225㎡を10年間、263番は鹿峠地内の農地2筆、3,735㎡を10年間、264番は同じく鹿峠地内の農地1筆、2,916㎡を10年間、265番は曲渕3丁目地内外の農地計3筆、2,990㎡を10年間、266番は諏訪1丁目地内外の農地計9筆、6,492㎡を10年間、267番は諏訪1丁目地内の農地4筆、4,160㎡を10年間、268番は諏訪1丁目地内外の農地計5筆、3,214㎡を10年間、269番は諏訪2丁目地内の農地3筆、945㎡を10年間、270番は諏訪1丁目地内外の農地計5筆、3,188㎡を10年間、271番は林町2丁目地内外の農地計11筆、9,308㎡を10年間。

以上63件につきましては、新規に2年間から10年間それぞれ利用権設定をするものであります。

次の272番から19ページの307番までの36件、合計面積36万5,756.46㎡は、本年4月1日にスタートいたしました農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

なお、公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程を配布させていただいておりますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、272番から順にご説明申し上げます。

272番は、栗林地内の農地18筆、1万7,325㎡、273番は新光地内外の農地計16筆、1万3,453㎡、274番は井栗地内外の農地計13筆、1万3,000㎡、275番は新光地内外の農地計21筆、1万5,095㎡、276番は井栗地内外の農地計6筆、7,489㎡、277番は同じく井栗地内外の農地計14筆、1万2,892㎡、278番は同じく井栗地内の農地10筆、1万951㎡、279番は大宮新田地内外の農地計17筆、1万5,715㎡、280番は東本成寺地内の農地4筆、4,080㎡、281番は東鱈田地内の農地9筆、6,793㎡、282番は吉田地内の農

地7筆、8, 455㎡、283番は同じく吉田地内の農地6筆、1万1, 487㎡、284番は長嶺地内外の農地計7筆、1万3, 283㎡、285番は東大崎地内外の農地計12筆、1万3, 384㎡、286番は上野原地内の農地5筆、4, 758㎡、287番は東大崎1丁目地内外の農地計6筆、2, 849㎡、288番は鶴田1丁目地内外の農地計13筆、1万1, 967.52㎡、289番は西大崎1丁目地内外の農地計16筆、9, 126.94㎡、290番は下保内地内の農地9筆、6, 635㎡、291番は上保内地内の農地16筆、9, 352㎡、292番は大島地内の農地11筆、1万28㎡、293番は同じく大島地内外の農地計10筆、5, 840㎡、294番は同じく大島地内の農地8筆、7, 799㎡、295番は同じく大島地内外の農地計8筆、8, 208㎡、296番は福島新田地内外の農地計10筆、2万2, 655㎡、297番は帯織北地内外の農地計3筆、9, 612㎡、298番は北潟地内の農地2筆、7, 243㎡、299番は東光寺地内外の農地計4筆、1万1, 994㎡、300番は飯田地内の農地10筆、1万466㎡、301番は下大浦地内の農地4筆、3, 358㎡、302番は名下地内の農地6筆、1万2, 341㎡。

続きまして、303番は同じく名下地内の農地6筆、1万905㎡、304番は田屋地内外の農地計11筆、1万7, 083㎡、305番は大平地内の農地7筆、8, 840㎡、306番は下大浦地内の農地4筆、3, 653㎡、307番は江口地内の農地7筆、7, 441㎡。

以上36件につきましては、新潟県農林公社が新規に10年間利用権設定をするものであります。

続きまして、308-1番から、20ページになりますが、314-1番までの7件、合計面積にしますと1万7, 875㎡になりますが、これにつきましては農地利用集積円滑化団体であるいがた南蒲農業協同組合が新規に11年間、それぞれ利用権設定をするものであります。

308-1番は、東鱒田地内の農地1筆、988㎡、309-1番は西中地内の農地2筆、3, 003㎡、310-1番は吉田地内の農地2筆、1, 718㎡、311-1番は吉田地内の農地2筆、3, 984㎡、312-1番は牛ヶ島地内の農地3筆、3, 585㎡、313-1番は長嶺地内の農地1筆、1, 531㎡、314-1番は東鱒田地内の農地2筆、3, 066㎡。

以上7件につきましては、新規に11年間、それぞれ利用権設定するものであります。

次の315番から、39ページになりますが、39ページの441番までの127件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

39ページから説明を申し上げます。39ページの442番でございます。442番は、上野原地内外の農地計60筆、1万1, 793.91㎡を6年間、新規に利用権設定をするものです。

40ページをお願いいたします。443番及び444番の2件は、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

42ページをお願いいたします。308-2から314-2までの枝番がついており

ます7件、合計面積1万7,875㎡につきましては、農地集積円滑化事業で新規設定により11年間利用権設定するものであり、議案中の枝番1と枝番2は連動しておりますので、そのようにご覧いただきたいと思ます。

43ページお願いいたします。5-3番、21-3番、それから44ページお願いしますが、540-3番の3件、合計面積4万5,858㎡につきましては、経営移譲により、借受人を同一世帯内後継者に変更するものでございます。

以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（坂井会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果報告をお願いします。

第2調査部会長代理は、私の隣に着席をお願いします。

19番、五十嵐俊雄委員。

第2調査部会長代理（19番五十嵐俊雄委員）

それでは、刈屋部会長のかわりに第2調査部会の調査結果についてご報告を申し上げます。

調査部会につきましては、12月22日午前9時より厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、坂井会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件につきましては意見決定を経て、午前10時50分に閉会をいたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画について』は、新規設定が107件、再設定が129件、合計件数236件でございます。面積につきましては、112万3,002.33㎡でございます。書類審査及び事務局から詳細説明を受け、新潟県農林公社が利用権設定をする案件以外につきましては、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められるなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、また新潟県農林公社が利用権設定をする案件につきましても、いずれも農地中間管理事業を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ることから、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

6番。

6番（捧 譽委員）

4ページにそれぞれ載っているんですが、それ見ますと10aあたり賃借対価というのは30キログラムあるいは1万円だとか載っているんですが、いよいよ何か今までと低目だと思うんですけども、その中身ね。土地改良費だとか、そういった関係はどうなっているのかわかりましたら。

議長（坂井会長代理）

事務局。

事務局（堀事務局長）

この賃借料については、物納、それから金銭で納める部分でございますが、これはあくまでも相対で定められておるものでございますので、この中で土地改良費がどのように扱っている、土地改良費が幾らだからこういうのを決めたということについては私どもは承知していない。あくまでもこれについては、相対で決めているということでございます。

議長（坂井会長代理）

6番、よろしいでしょうか。

6番（捧 譽委員）

そういうことであれば。

議長（坂井会長代理）

そのほかございませんでしょうか。

1番。

1番（大桃伸之委員）

今の件でお聞きしたいんですけど、わかるようでしたら。

チェックしましたね、土地改良費が入っていますとか、調査期間ですとか。その辺の状況というのはわかりますか。

事務局（堀事務局長）

個々の申請書見ないと個々の案件については言えないんですが、ほとんど出し手が土地改良費を持っているという形で申請されております。

議長（坂井会長代理）

よろしいでしょうか。

そのほかございませんでしょうか。

しばらくしてご発言がないようですので、お諮りいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長代理の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（坂井会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後3時38分 8番刈屋一夫委員、11番内山 清委員、12番大竹一雄委員、
21番阿部銀次郎委員、22番野水敏秋委員、23番野崎文夫委員、
31番小師 勉委員、32番目黒伸一委員着席）

議長（坂井会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決まりました。

第2調査部会長代理は自席へお戻りください。

それでは、議長を交代します。

（会長代理 坂井和弘委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

なお、18番、田邊稔委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後3時39分 18番田邊 稔委員退席）

議長（野崎会長）

では、事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』ご説明をいたします。

議案の45ページお願いいたします。45ページにつきましては三条市長からの諮問書の写しでございます。

続きまして、1枚めくっていただきまして、46ページは議第2号の参考としまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条を添付させていただいております。

本議案は、議第1号『農用地利用集積計画について』のご審議をいただきました公益社団法人新潟県農林公社が農地中間管理事業により、新規に10年間利用権設定をする農用地、36万5,756.46㎡の利用配分計画（案）でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、三条市が作成する農用地利用配分計画（案）について、同法第19条第3項の規定により、当農業委員会の意見を求められているものでございます。

なお、新潟県農林公社のホームページで公開されております8月19日現在の借受けを希望する者の応募者リストを議案と一緒に送付させていただいたところですが、新たに12月12日現在の応募者リストがホームページに公開されておりましたので、本日お手元に配布をさせていただきましたので、参考にしていただきたいと思います。A4で3枚でコピーしてあるものでございます。議第2号関連ということで、応募者のリストで、全部で182、法人等の方が掲載されているところでございます。

それでは、配分計画（案）をご説明いたします。47ページをお願いいたします。一番左側の番号欄を見ていただきたいんですが、そこに括弧内に番号を小さく記載しておりますが、この番号につきましてはご審議いただきました議第1号に対応する番号でござ

ございます。

1番からご説明申し上げます。1番は、議第1号の272番、273番及び275番におきまして、新潟県農林公社が利用権設定をする栗林地内外の農地計55筆、4万5,873㎡を記載の借受人に新規に10年間貸付をしたいとしますのでございます。

2番は、274番、井栗1丁目地内の農地8筆、9,299㎡、3番は同じく274番、井栗地内の農地5筆、3,771㎡、4番は276番、井栗地内の農地1筆、251㎡、5番は同じく276番、井栗1丁目地内外の農地計4筆、5,599㎡、6番は同じく276番、井栗2丁目地内の農地1筆、1,639㎡、7番は277番、井栗地内外の農地計14筆、1万2,892㎡、8番は278番、井栗地内の農地10筆、1万951㎡、9番は279番、大宮新田地内外の農地計17筆、1万5,715㎡、10番は280番及び283番、東本成寺地内外の農地計10筆、1万5,567㎡、11番は281番、東鱈田地内の農地9筆、6,793㎡、12番は282番、吉田地内の農地7筆、8,455㎡、13番は284番、長峰地内外の農地計7筆、1万3,283㎡、14番は285番、東大崎地内外の農地計12筆、1万3,384㎡、15番は286番、287番及び289番、上野原地内外の農地計17筆、8,695㎡、16番は288番、鶴田1丁目地内外の農地計8筆、8,129㎡。

続きまして、17番は同じく288番、松ノ木町地内の農地5筆、3,838.52㎡、18番は289番、牛ヶ島地内外の農地計10筆、8,038.94㎡、19番は291番、上保内地内の農地16筆、9,352㎡、20番は290番、下保内地内の農地9筆、6,635㎡、21番は292番、大島地内の農地11筆、1万28㎡。

続きまして、22番は293番、294番及び295番、大島地内外の農地計23筆、1万8,774㎡、23番は295番、大島地内外の農地計3筆、3,073㎡、24番は296番、福島新田地内外の農地計10筆、2万2,655㎡。

ここで、大変恐縮でございますが、24番、借受人の名前、山寄哲也さん、「也」という字が「なり」という字になっておりましたが、記載されておりますが、正しくは吹き矢の「矢」、「三本の矢」でございます。訂正お願いいたします。大変申しわけございませんでした。

続きまして、25番は298番、北潟地内の農地2筆、7,243㎡、26番は297番、帯織北地内外の農地計3筆、9,612㎡、27番は299番、東光寺地内外の農地計4筆、1万1,994㎡、28番は300番、飯田地内の農地10筆、1万466㎡、29番は301番、下大浦地内の農地4筆、3,558㎡、30番は302番及び303番、名下地内の農地12筆、2万3,246㎡、31番は304番及び307番、江口地内の農地9筆、1万1,558㎡、32番は304番、田屋地内の農地1筆、2,991㎡、33番は同じく304番、江口地内の農地2筆、4,681㎡、34番は同じく304番、江口地内の農地1筆、640㎡、35番は同じく304番、江口地内の農地5筆、4,654㎡、36番は305番、大平地内の農地7筆、8,840㎡、37番は306番、下大浦地内の農地4筆、3,653㎡。

以上37件につきましては、それぞれ記載の借受人に新規に10年間貸付をしたいと

するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

第2調査部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、合計件数37件、面積36万5,756.46㎡で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申をいたします。どうもありがとうございました。

退席委員の着席を願います。

（午後3時50分 18番田邊 稔委員着席）

議長（野崎会長）

それでは、退席された委員に報告します。

議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異議ないものと認めることで答申することに決定いたしました。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』説明をいたしま

す。

議案の60ページをお願いいたします。今月の申請は5件で、合計2万4,658.18㎡であります。

それでは、戻りまして59ページの58番から順に説明をいたします。

58番は、井栗地内の農地3筆、4,191㎡を譲り受け人が新潟県が施行する一般国道403号三条北バイパス工事による土地収用に伴う代替地として売買で取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

続きまして、59番は東大崎1丁目地内の農地1筆、307㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり同じく100万円であります。

続きまして、60番は長嶺地内の農地9筆、7,433.06㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり100万円であります。

61番は、蔵内地内の農地1筆、2,010㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり約100万円であります。

62番は、森町地内外の農地計14筆、1万717.12㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第3号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積2万4,658.18㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも譲受人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第4号『事業計画変更承認申請について』ご説明いたします。

議案の63ページお願いいたします。今月の申請は6件で、合計面積2,181.59㎡であります。

それでは、お戻りいただきまして、61ページの20番から順に説明をいたします。

20番は、直江町4丁目地内の農地1筆、330㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万4,000円でございます。場所につきましては、旧斎場西側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の71番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、21番は計画変更のみの申請で、月岡1丁目地内の農地4筆、641㎡を事務所付倉庫1棟、駐車場及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、月岡小学校南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22番は、月岡1丁目地内の農地2筆、330㎡を売買により取得し、店舗1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万9,000円でございます。場所につきましては、月岡小学校南西300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の72番で農地法第5条の許可申請がなされております。

23番は、上保内地内の農地2筆、231㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万3,000円でございます。場所につきましては、JR保内駅北側200m付近で、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましても、議第6号の73番で農地法第5条の許可申請がなされております。

続きまして、24番は笹岡地内の農地2筆、305.59㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,000円でございます。場所につきましては、長沢郵便局北西600m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第6号の74番で農地法第5条の許可申請がなされ

ております。

最後、25番でございます。25番は、計画変更のみの申請で、直江町4丁目地内の農地1筆、344㎡を資材置き場の用地として利用したいものです。場所につきましては、旧斎場西側300m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第4号『事業計画変更承認申請について』は、合計件数6件、面積2,181.59㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第4条の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、28番、藤田吉則委員は、農業委員会等に関する法律第24条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

28番（藤田吉則委員）

本議案に関係しておりますので、退席をいたします。

（午後3時59分 28番藤田吉則委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第5号『農地法第4条の規定による許可申請について』説明をいたしま

す。

議案の64ページをお願いいたします。今月の申請は4件で、合計603㎡であります。

19番は、嘉坪川1丁目地内の農地1筆、217㎡を住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、第二中学校北側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20番は、月岡4丁目地内の農地1筆、13㎡を既存建物増築のための用地として利用したいものです。場所につきましては、三条市総合運動公園北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、21番は同じく月岡4丁目地内の農地1筆、86㎡を既存宅地436.36㎡と一体利用し、住宅1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、同じく三条市総合運動公園北側200m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22番は、上須頃地内の農地1筆、287㎡を庭及び通路の用地として利用したいものです。場所につきましては、須頃小学校北西800m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第5号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、合計件数4件、面積603㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後

に許可といたします。

退席委員の着席をお願いいたします。

(午後4時03分 28番藤田吉則委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第5号『農地法第4条の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり、全件許可相当といたしました。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第6号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(堀事務局長)

それでは、議第6号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

議案の67ページをお願いいたします。今月の申請は10件で、合計面積1万1,524.5㎡であります。

それでは、65ページにお戻りをお願いいたします。

71番、72番、73番及び74番につきましては、先ほどご審議をいただきました議第4号『事業計画変更承認申請について』の20番、22番、23番及び24番でそれぞれご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

66ページをお願いいたします。

75番でございます。75番は、嘉坪川1丁目地内の農地8筆、3,661.91㎡を売買により取得し、分譲地15区画及び道路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万2,000円であります。場所につきましては、第二中学校北側200m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

続きまして、76番は同じく嘉坪川1丁目地内の農地1筆、30㎡を売買により取得し、駐車場兼雪下ろし場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり4万5,000円あります。場所につきましては、第二中学校北側300m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内にあることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

77番は、下保内地内の農地1筆、226㎡を売買により取得し、建売住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万8,000円あります。場所につきましては、穂奈伊神社北側の市道を挟んで位置しておりまして、住

宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

78番は、猪子場新田地内の農地2筆、555㎡を売買により取得し、倉庫1棟、露天駐車場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約5,000円であります。場所につきましては、国道8号猪子場新田交差点南西300m付近で、業務施設等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、島潟地内の農地1筆、315㎡を売買により取得し、車両置き場及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2,000円であります。場所につきましては、島潟集落開発センター北東100m付近で、住宅等が連たんする区域内であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

80番は、上保内地内の農地14筆、5,540㎡を売買により取得し、残土置き場の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約50円であります。場所につきましては、保内小学校北側1.2km付近で、中山間地域等の農業公共事業対象外の小集団の低生産性農地であることから、農用地区分は第2種農地と判断されます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第6号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、合計件数10件、面積1万1,524.5㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『農地法適用外事実確認証明について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（堀事務局長）

それでは、議第7号『農地法適用外事実確認証明について』、いわゆる非農地証明でございますが、これにつきましてご説明をいたします。

議案書の68ページをお願いいたします。今月の申請は9番1件で、面積89㎡であります。

鬼木地内の農地1筆89㎡について、旧農地調整法第2次改正、いわゆる旧農地法で、昭和21年11月22日施行でございますが、この法律の施行前より現況が農地でなくなっているため、非農地とするものでございます。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果を報告願います。

8番、刈屋一夫委員。

第2調査部会長（8番刈屋一夫委員）

議第7号『農地法適用外事実確認証明について』は、件数1件、面積89㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、農地法の適用を受けない事実の内容を満たしており、非農地と確認することといたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第7号につきましては、調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は、坂井代理の隣に着席願います。

22番、野水委員。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

それでは、農政対策部会の結果報告について私から皆様にご報告申し上げます。

農政対策部会は、12月12日の午後1時30分から厚生福祉会館第2集会室において部会委員14名、ほかに野崎会長の出席を得まして開催いたしました。11月28日開催の農業委員会総会后、会長提案によりまして、水田の賃借料についてのご意見をいただき、農政対策部会で話し合いをしてほしいとのことでありましたので、このことを議題としました。

最初に、事務局から配付資料により、平成21年度農地法改正以前の標準小作料の算出方法や現在の賃借料情報提供の法的根拠である農地法第52条及びその運用について、また農地法で規定する賃借料情報等をあわせて農業委員会独自の参考賃借料情報を提供している山形県川西町の例などについて説明をしてもらいました。

また、県内35農業委員会が提供している平成25年の農地の賃借料情報の写しを配付してもらうとともに、賃借料に係る県内9農業委員会の状況を説明してもらいましたが、以前のような標準小作料的なもの、いわゆる参考賃借料を示すことにした農業委員会は今のところはないという報告がありました。

また、3番、内山敏雄委員より、農地利用集積円滑化事業による利用権設定の実績についての資料配付があり、あわせてJAにいがた南蒲管内の各農業委員会は三条市と同様に全て前年度の賃借料情報の提供のみであること、利用権設定単価については農業委員会が示す賃借料情報を参考に出し手、受け手の意向を確認し、農協が間に入り調整をしていること、最近仮渡金が毎年変わるので、保有米をもらうのにこの仮渡金に合わせて数量を変えている人が出てきていることなどの説明があり、その後話し合いに入りました。

話し合いの中で各委員から出されました意見の要旨を報告させていただきますと、新参考賃借料を提供するにしてもその数値の根拠について説明が必要になる。現在の米価を基準として参考賃借料を算出してみる必要があるのでは。今の米価で算出するのではなく、精算金を含む最終的な価格で算出が必要ではないか。下げた参考賃借料を示すにしても法的根拠がない中で以前の小作料協議会のようなものを立ち上げないで農業委員会だけで数値を出すことはいかかなものか。今後JAを通した利用権設定が多くなると思うが、JAも相対で決めてとなっても参考数値がないと混乱する、これを回避するには参考賃借料が必要である。JAでは新規の利用権設定における賃借料は農業委員会が提供している前年度の賃借料情報、通作距離、耕作条件などで決定している米の最終手取額は精算まで1年半程度必要であり、タイムリーには出ない。参考賃借料を示すこと

はよいと思うが、どのような数値を示すのか難しい。貸し手はもうけるのではなく使ってもらえればよく、固定資産税、土地改良費を支出してマイナスにならないければよいという考えがある。地域によって固定資産税、土地改良費が違い、貸し手は少しはもらいたいとの考えがあり、これらを加味して参考賃借料を示すべき。土地改良費の基盤整備にかかわる償還金については貸し手が自分の年金から支払う人もおり、このことから土地を手放す人も出ている。国税庁は基盤整備にかかわる償還金はその土地の資産であり、貸し手が負担すべきとの考えである。参考賃借料を示さなければ文言で地域の固定資産税、土地改良費を考えて当事者で決めてくださいとの方法もある。などの意見が出されました。

そのほか各委員から新規の賃借料の状況や、そのほか各般にわたる意見が出されましたが、この日は農政対策部会としての最終的な意見集約には至りませんでした。結果としては、会長、会長代理、農政対策部会長及び部会長代理の5名で賃借料についての基本的な方向をまとめ、2月開催予定の農政対策部会でこれを示して引き続き話し合いをすることで、3時10分に閉会しました。

以上で報第2号の農政対策部会の結果報告を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

私のほうより補足説明なんですけど、先月の総会で大桃委員より、農地法52条について情報収集、整理、分析及び提供を行うものとするとうたってあるが、この分析というものに対してどういう意味合いなのか、それとまた賃借料の水準について平均額、最高額及び最低額を求めるとなっておるわけですが、その内容について私のほうから県の常任会議のときに質問させていただきました。回答は、これはあくまでも各市町村の農業委員会で設定した中で分析をやっていただきたいということでございます。それと同時に、平均額、最高額及び最低額は各市町村出しているところもありますし、それを提示していないところもあります。それは自由でございます。県農業会議としては、このような内容については指示することはできませんと。同じ考え方になったりするわけですが、それを参考の上、今後農業委員会、農対のほうでまた諮問していかねばならないかなと思っているわけですが、それでは報告の中でご質問がございましたらご発言いただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終了いたします。

農政対策部会長は自席へお戻りください。どうもご苦労さまでした。

農政対策部会長（22番野水敏秋委員）

今後またよろしく願います。ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第9号まで、続けて事務局より報告を願います。

事務局（堀事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第1調査部会長、14番、村山委員。

第1調査部会長（14番村山佐喜雄委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。1月26日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

なお、来月の総会は30日を予定しております。

なお、開会時間は午後3時を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。終了後は、市長さんを交えて新年会を開催する予定になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、長時間にわたってご審議いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして定例総会の閉会をいたしますが、続きまして連絡事項等がありますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

午後4時30分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（16番）

議事録署名委員（21番）
